

教職員の働き方改革推進計画 検証結果（令和7年度）

1. 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定

教育職員の時間外在校等時間（※1）

1か月について 45時間 以内

1年について 360時間 以内

※1：時間外在校等時間＝在校時間＋加える時間（※2）－勤務時間－除く時間（※3）

※2：①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

※3：③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による） ④休憩時間

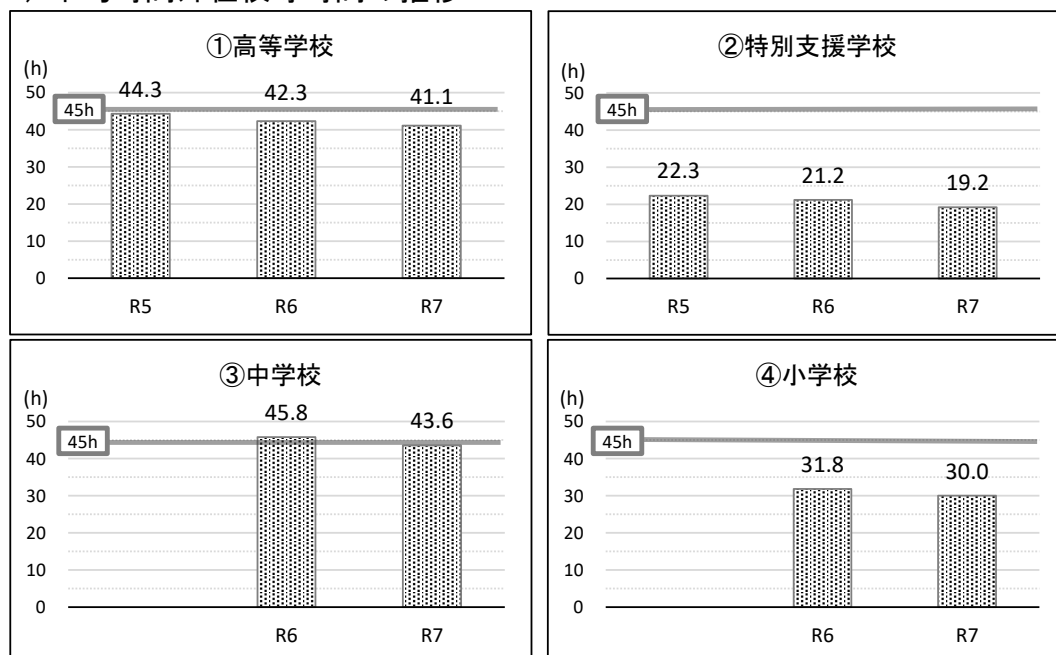
2. 教育職員の勤務状況

（1）令和7年4月～令和8年3月の実績

		平均時間外 在校等時間	月当たり時間外在校等時間 (上段:延べ人数、中段:割合)			年間時間外在校等 時間が360時間を 超えた人数 (上段:実人数、中段:割合)
			0～45時間	45時間超 ～80時間	80時間超～	
県立	高等学校	41.1 時間	13,066	5,073	2,527	971
		63.2%	24.6%	12.2%	56.7%	
	↓ -1.2 時間	↑ 1.8%	↓ -1.1%	↓ -0.7%	↓ -6.4%	
	特別支援学校	19.2 時間	10,769	467	0	143
		95.8%	4.2%	0.0%	15.2%	
	↓ -2.0 時間	↑ 1.6%	↓ -1.6%	↓ 0.0%	↓ -4.6%	
中学校	40.7 時間	314	167	23	33	
	62.3%	33.1%	4.6%	78.6%		
↓ -0.6 時間	↑ 7.3%	↓ -6.2%	↓ -1.1%	↓ -2.8%		
市町村立	小学校	30.0 時間	26,619	5,923	312	1,242
		81.0%	18.0%	1.0%	45.4%	
	↓ -1.8 時間	↑ 2.8%	↓ -2.4%	↓ -0.5%	↓ -3.0%	
	中学校	43.6 時間	12,559	7,383	2,090	1,371
		57.0%	33.5%	9.5%	74.8%	
	↓ -2.3 時間	↑ 4.0%	↓ -3.0%	↓ -1.0%	↓ -0.9%	
全 校 種	34.7 時間	63,327	19,013	4,952	3,760	
	72.5%	21.8%	5.7%	51.8%		
	↓ -1.9 時間	↑ 2.8%	↓ -2.2%	↓ -0.6%	↓ -3.5%	

※下段は前年度実績比の値

（2）平均時間外在校等時間の推移



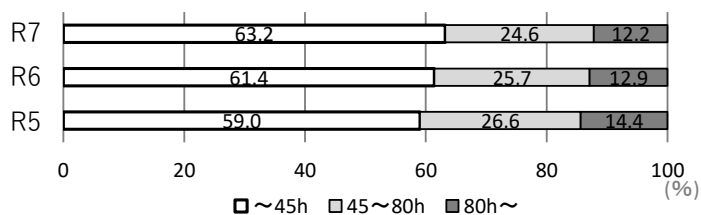
※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし
※「県立中学校」及び「市町村立中学校」の計による平均値

※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし

(3) 月当たり時間外在校等時間の割合の分布

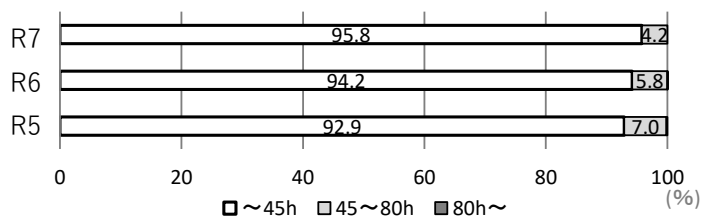
① 高等学校

	R5	R6	R7
～45h	59.0	61.4	63.2
45～80h	26.6	25.7	24.6
80h～	14.4	12.9	12.2



② 特別支援学校

	R5	R6	R7
～45h	92.9	94.2	95.8
45～80h	7.0	5.8	4.2
80h～	0.2	0.0	0.0

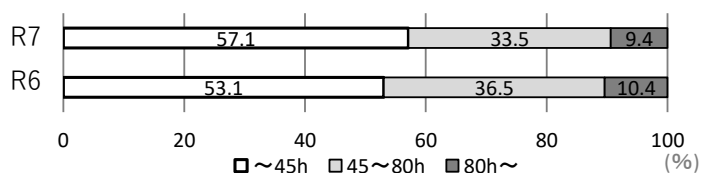


③ 中学校

	R6	R7
～45h	53.1	57.1
45～80h	36.5	33.5
80h～	10.4	9.4

※「県立中学校」及び「市町村立中学校」の計による割合

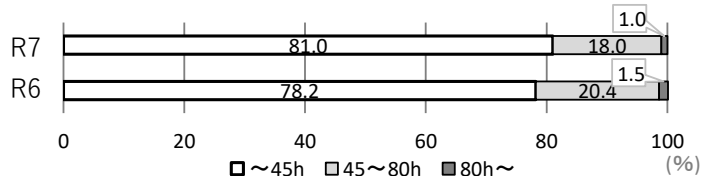
※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし



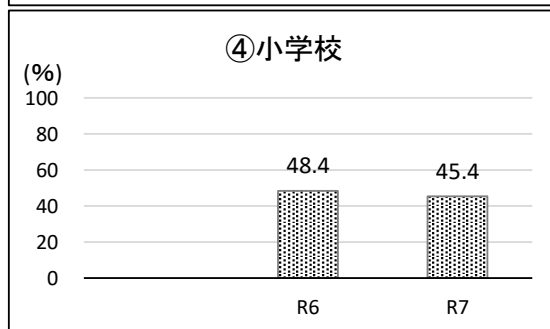
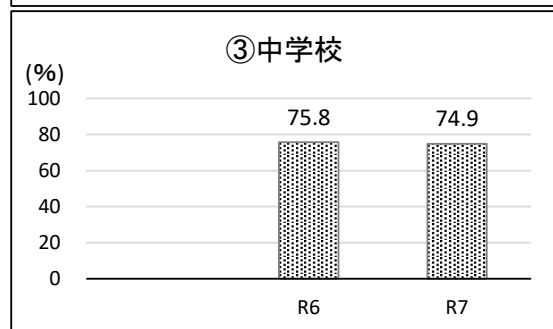
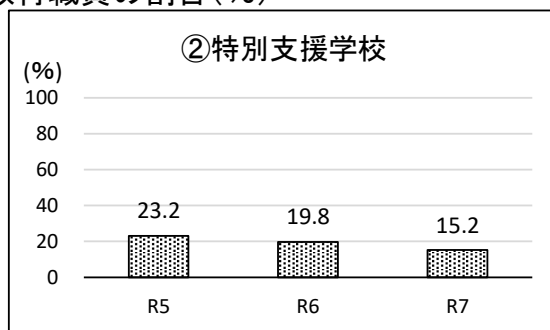
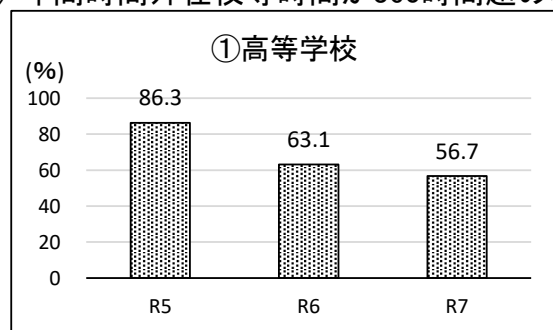
④ 小学校

	R6	R7
～45h	78.2	81.0
45～80h	20.4	18.0
80h～	1.5	1.0

※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし



(4) 年間時間外在校等時間が360時間超の教育職員の割合(%)



※「県立中学校」及び「市町村立中学校」の計による割合

※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし

※R6年度から集計対象職種を変更したため、R5の比較値なし

(5) 現状と課題、今後の対応

① 高等学校

- ・令和7年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は63.2%（前年度比+1.8[㊦]）、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は56.7%（前年度比-6.4[㊦]）であり、前年度と比べ、いずれの指標も改善傾向にある。
- ・また、令和7年度においては「校長」「副校長・教頭」「教諭」いずれにおいても、月当たり時間外在校時間が平均45時間を下回った。
- ・時間外在校等時間に行われた業務としては、部活動や文書作成・事務処理に係る事務が多い。
- ・引き続き、個々の勤務実態に応じた業務改善指導が図られるよう働きかける。また、各校の取組が、教員の学ぶ時間の確保やワーク・ライフ・バランスの充実に寄与し、一人ひとりがその効果を実感できるよう内容の充実を図っていく。

② 特別支援学校

- ・令和7年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は95.8%（前年度比+1.6[㊦]）、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は15.2%（前年度比-4.6[㊦]）であり、前年度と比べ、いずれの指標も改善傾向にある。
- ・全体的に時間外在校等時間の削減が進み、月に80時間を超える職員がいなくなった。また、令和6年度には平均45時間を超えていた副校長・教頭の時間外在校時間が、令和7年度には44.4時間まで減少し、全ての職種で平均45時間未満という目標を達成することができた。
- ・引き続き、業務改善の働きかけや取組事例の共有を行う。

③ 小学校、中学校

- ・令和7年度の月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合は小学校で81.0%（前年度比+2.8[㊦]）、中学校で57.1%（前年度比+4.0[㊦]）、年間時間外在校等時間が360時間超の教員の割合は小学校で45.4%（前年度比-3.0[㊦]）、中学校で74.9%（前年度比-0.9[㊦]）であった。
- ・前年度と比べ、いずれの指標も改善傾向にあるものの、中学校においては年間360時間を超える教員の割合が依然として高水準である。
- ・今後は各校や各市町村の取組事例の共有化を図るなど、業務改善に向けた取組を一層強化していく。

3. 取組状況

I 働き方改革推進計画の遂行に向けた体制整備

① 取組状況の把握と管理

- ・庁内にワーキンググループを立ち上げ、働き方改革伴走支援事業の具体的な内容について関係各課と協議をした。

② 関係団体との協議

- ・高等学校においては、校長協会、教職員組合、高校教育課の代表が出席し、多忙化防止協議会を実施した。
- ・特別支援学校においては、一部の学校の学校運営協議会で既存の教育活動の見直しや業務改善、勤務時間縮減について理解と協力を求めた。また、副校長・教頭会で業務改善に関するワークショップを実施し、結果を校内で共有した。
- ・全県校長会で市町村教育委員会及び市町村立学校長に対して、「教職員の働き方改革」の実効的な推進について働きかけを行った。

③ 保護者や地域に対する協力依頼

- ・高等学校においては、PTA等で、教員の働き方改革を推進していくことへの理解と協力を求めた。
- ・特別支援学校においては、ほとんどの学校が、PTA等で保護者や地域に対して既存の教育活動の見直しや業務改善、勤務時間縮減について理解と協力を求めた。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、学校運営協議会を通じて保護者や地域への働きかけを行った。また、学校報やPTA等で働き方改革への理解と協力を求めた。

II 働きやすい学校環境の整備

① 業務改善計画の策定

- ・高等学校においては、校長会議等で業務改善計画の策定について周知した。（策定率 38.8%）
- ・特別支援学校においては、校長会議や管理担当学校訪問で業務改善計画策定について周知し、全ての学校で業務改善計画を策定した。（策定率 100%）
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、全県校長会で本計画を参考とした取組の推進について周知した。（策定率 84.0%）

② 調査や会議の精選等

- ・教育庁から学校や市町村教育委員会等へ発出する文書事務の削減に向けた「方針・ルール」を策定するとともに、調査・照会等の精査・見直しを継続して行った。
- ・高等学校においては、会議の精選や資料のペーパーレス化を進めるなど改善を図った。
- ・特別支援学校においては、教務主任研修会等、各校の主事、主任が参加する研修会や連絡協議会等をオンラインにより実施した。また、各種調査等の事務手続きについて簡略化を図った。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、初任者研修をはじめとする各種法定研修等や各種会議等をオンラインにより実施した。また、オンラインで実施した研修や会議等での調査は、デジタルアンケートによる回答を求めるなど、簡略化を図った。

③ 職場の雰囲気づくりと業務の適正化

- ・学校管理職等（全校種）を対象に、タイムマネジメントや業務改善等の具体的手法を身に付

ける専門研修「働き方改革のための業務マネジメント」を実施した。

＊受講者数：19名（校長2名、副校長・教頭9名、教務主任等6名、教育庁職員2名）

④ 教育課程等の見直し

- ・高等学校においては、校長会議等で教育課程の適正化について周知を図った。
- ・特別支援学校においては、校長会議で、業務改善に向けた教育課程の見直しについて、具体例を交えて周知したことにより、一部の学校で授業時数を見直し、不定期ながら午前で授業を終了する日を設定するなど教員の負担軽減につながった。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、学校訪問や校長会等の機会を捉えて、本計画を基に教育課程の適正化について周知を図った。

⑤ 勤務時間管理の徹底

- ・高等学校においては、校長会議等で勤務時間管理の徹底等を働きかけた。
- ・特別支援学校においては、校長会議や副校長・教頭会議で前年度実績や時間外勤務の要因、役職による偏り等を報告し、教職員の時間管理意識の徹底等を働きかけた。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、全県校長会等の機会を捉え、勤務時間管理の徹底等について市町村教育委員会へ働きかけた。

⑥ 長期休業中の学校閉庁日、ノー残業デーの設定等

- ・長期休業中の学校閉庁日設定率
高等学校：100.0%（前年度比 ±0.0 ㊦）、特別支援学校：100.0%（前年度比 ±0.0 ㊦）
- ・ノー残業デーの設定率
高等学校：81.6%（前年度比 +2.0 ㊦）、特別支援学校：100.0%（前年度比 ±0.0 ㊦）
- ・小・中学校及び義務教育学校を設置している市町村教育委員会の80.0%が、連続して7日間以上（土日祝を含む）の学校閉庁日を設定している。また、全県校長会等を通じて、好事例を紹介するなどし、最終退勤時刻等の設定について働きかけた。

⑦ 保護者等との連絡業務の改善

- ・高等学校の留守番電話設置率：69.4%（前年度比 +8.2 ㊦）
高等学校においては、統合型校務支援システム等による連絡手段が確立されつつあり、時間外の電話対応は減っている。
- ・特別支援学校においては、留守番電話の設置は1校から2校となった。また、統合型校務支援システムによる欠席等の連絡を実施している学校が8割強となった。さらに時間外の連絡は教頭等が受けることを保護者に周知し、教員の負担減を図った。
- ・小・中学校及び義務教育学校を設置している市町村教育委員会に対し、本計画に基づき、統合型校務支援システムや各種システムの連絡ツールの活用による成果について情報提供を行った。同ツールの活用は、教職員の負担軽減にも寄与している。

⑧ 教職員の健康保持・増進

- ・教職員を対象に各種ストレス相談の窓口を設けるとともに、ストレスチェックを実施した。
＊ストレスチェックの受検率：92.8%（前年度比 -0.7 ㊦）
- ・メンタルヘルスセミナーを実施し、対象者は全員受講した。
- ・学校における安全衛生管理者研修会を実施した。
＊受講者数：71名（内 市町村教育委員会担当者：8名）

Ⅲ 校務効率化に向けたICTの活用

① 統合型校務支援システムの活用

- ・高等学校においては、システム機能の理解と操作方法の習熟が進み、書類作成にかかる時間の削減や、教職員間での情報共有の効率化につながっている。
- ・特別支援学校においては、システムの活用等による会議資料の事前配付やペーパーレス化、会議時間・回数の縮減について「実施できている」と回答した学校が前年度比2倍になった。
- ・学校からの意見を踏まえ、更なる利便性の向上に向けたシステムの機能改修等について業者に対し要望を行った。
- ・小・中学校及び義務教育学校においては、市町村教育委員会や関係団体の意見を聴きながら、統合型校務支援システムを構築しており、令和7年4月現在で16市町村が運用を開始している。

② 高校入試WEB出願システムの構築と運用

- ・令和6年度からシステム構築に着手し、令和8年度入試で本運用を開始した。
- ・全県の中学校2年生を対象としたチラシの配付や、中学校・高等学校・市町村教育委員会等を対象とした説明会を実施するなど周知に努めた。

③ デジタル採点システムの導入

- ・令和6年度に全県立高校へのシステム導入を行った。
- ・全県立高校で活用が進んでおり、大幅な業務の効率化が図られたとの声が多く聞かれた。

④ 生成AIの校務利用

- ・全県立高校にAI活用に向けた通知を発出し、各校での取組促進を図った。

IV 教職員をサポートする専門スタッフの活用

① 支援スタッフの配置充実

- ・教育相談体制の充実を図るため、専門性を有する外部人材を配置した。
 - ＊スクールカウンセラー配置数：小・中学校：44名（前年度比＋1名）
高等学校：26名（前年度比±0名）
 - ＊スクールソーシャルワーカー配置数：16名（前年度比＋2名）
- ・教職員の負担軽減を図り、教職員が本来業務に注力できるようスタッフを配置した。
 - ＊小・中学校 学校サポーター配置数：114名（前年度比＋25名）
 - ＊小・中学校 児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置数：19名（前年度比＋3名）
 - ＊高校 学習サポーター配置数：6名（前年度比±0名）
 - ＊特別支援学校 教員業務支援員：2名（前年度比±0名）

V 部活動指導の負担軽減

① 部活動等に関するガイドラインの遵守

- ・県ガイドラインに則った適切な休養日や活動時間が設定されるよう周知を図った。
 - ＊部活動休養日設定率 県立高校：100%（±0割）
中学校、義務教育学校：100%（±0割）

② 部活動の運営

- ・運動部活動担当教員研修等の機会を捉え、複数顧問の配置や外部指導者の活用など、適切かつ効率的な指導や運営体制の整備について働きかけを行った。

- ・中体連会議等において、拠点校方式等による合同部活動など、地域との連携の下、適切で効率的な指導・運営体制を構築できるよう指導・助言を行った。

③ 部活動指導員等の配置充実

- ・部活動指導員を配置し、教職員の時間的、心理的負担軽減を図った。
*運動部：96名（前年度比＋9名）、文化部：18名（前年度比＋4名）

④ 部活動の地域移行

- ・運動部においては7市町（大館市、北秋田市、能代市、秋田市、由利本荘市、大仙市、羽後町）で、文化部においては2市（大館市、大仙市）で実証事業を実施した。
- ・運動部については、秋田県中学校部活動地域移行推進事業連絡会（3回）・連絡協議会（2回）を開催し、有識者や関係機関等との連携の下、新たな地域のスポーツ環境の整備・充実に向けた方策等について協議した。文化部については、文化部活動地域移行連絡協議会を年2回（7月と12月）実施した。
- ・運動部においては、2名の総括コーディネーターを配置し、コーディネーター訪問による個別相談や指導助言を行い、広域的な連携など市町村の実情に応じた体制整備への支援を行った。
- ・運動部においては、「秋田県スポーツ指導者登録システム」の運用により、指導者不足という課題解決に向けた取組への支援を行った。
*システム登録者数：241名（令和7年度末時点）
- ・文化部においては、中学校文化部活動指導者等一覧を作成し、県HPで公開した。

4. 国の動向と今後の展開

（1）国の動向

- 令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（いわゆる給特法等一部改正法）が公布、令和8年度から施行された（一部の規定は令和8年1月に施行）。
- 本改正法では、学校教育の質の向上に向けて、優れた人材を確保する必要があることに鑑み、「学校における働き方改革の更なる加速化」「組織的な学校運営及び指導の促進」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に進めるため、主に以下の措置が講じられたものである。
 - ・教育職員の服務を監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
 - ・学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
 - ・教職調整額の基準となる額について、給料月額4%から10%への引上げ
 - ・教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備
- また、改正法の附則では、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減するという政府目標が掲げられ、目標達成に向け、政府は教育職員一人当たりの担当する授業時数の削減や教職員定数の改定などの措置を講ずることが規定された。
- さらに、給特法改正を受け、令和7年9月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が改定され、教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき具体的な措置として、新たに「学校と教師の業務の3分類」(※)を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域住民等、共に学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が改めて強調された。

(※)教員の働き方改革（業務改善）のための３つの業務分類

- ・学校以外が担うべき業務
- ・教師以外が積極的に参画すべき業務
- ・教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○文部科学省では、今後も改正法の趣旨を踏まえ、学校における「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、教師が子どもたちと向き合う時間をしっかりと確保し、ひいては全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指すこととしている。

（２）本県における今後の展開

○これまでの取組により、本県教員の時間外在校等時間数は改善傾向にあるが、特に中学校や高等学校において依然として多くの教員が長時間勤務をしており、更なる改善に向けた取組が必要である。

○今後は、国の動向を受け、令和８年３月に策定した、令和８～１１年度を計画対象期間とする「教職員の働き方改革推進計画」（以下、「新計画」とする）の下で取組を推進していく。

○新計画では、服務を監督する県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標として、「県立学校教員の時間外在校等時間 80 時間超の教員ゼロ」、「１年間における１か月時間外在校等時間平均 30 時間程度」、「年次休暇 14 日以上取得 100%」を掲げ、次の３つを取組の柱として展開する。

Ⅰ 学校内での働き方改革の推進

- ・学校に対する伴走支援体制の構築
- ・適切な勤務時間の設定・管理等
- ・教育課程や日課表等の見直し等に対する助言・指導

Ⅱ 教員と学校をサポートする体制整備

- ・コミュニティ・スクールや地域協働活動の活用
- ・保護者や地域住民等に対する働きかけ

Ⅲ 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

- ・長時間勤務となっている教員への働きかけ
- ・年次有給休暇等の取得促進
- ・柔軟な働き方の実践事例の共有
- ・休憩時間や勤務間インターバルの確保

○また、県内の市町村立学校においても教職員の働き方改革が推進されるよう、市町村教育委員会や市町村立学校への支援、及び取組推進への働きかけを行っていく。

○今後とも、国の動向を踏まえつつ、教員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮し、活き活きと子どもたちと向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力ある職場環境を実現し、学校教育の質の向上と教員の担い手確保を目指していく。